

平成二十七年内閣府令第十号

## 食品表示基準

### 第一章 総則

#### (適用範囲)

**第一条** この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。